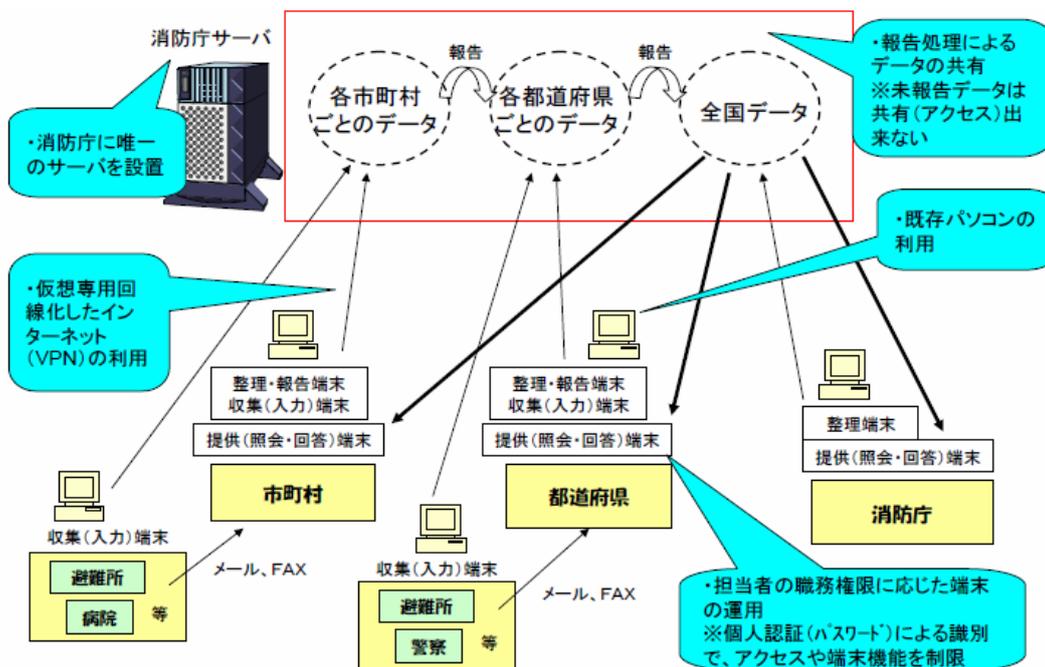


第5章 救援（その3）

9 安否情報について

- 国民の近親者の安否を知る権利（ジュネーブ条約第一追加議定書）
総務大臣及び地方公共団体：安否情報の収集、整理、報告、回答義務の明確化
- 安否情報の収集
県等：開設した避難所、県管理下の医療機関・諸学校、警察からの通知受け、関係機関からの提供受け、市町村からの報告
市町村：避難誘導の際に入手、平素の行政事務上有する情報を参考に、関係機関からの情報提供
- 安否情報の報告系統
収集整理した安否情報を市町村→都道府県知事→総務大臣
- 安否情報を有する関係機関の協力
- 日赤：国や地方公共団体から収集した外国人の安否情報の収集・整理、回答
- 安否情報の照会
国民は必要事項を記載した安否情報照会書を（市町村、県等、国）の安否情報紹介窓口へ提出
緊急の場合や遠隔地等で書面提出が出来ない場合；口頭、メール、電話も可
- 収集項目
(1) 避難住民（負傷した住民含む）
 - ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍以外の者） ⑥ その他識別に必要な情報 ⑦ 居所
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ その他安否確認に必要な情報
(2) 死亡した住民
(上記①～⑥に加えて) ⑩ 死亡の日時、場所及び状況 ⑪ 死体の所在
- 高齢者向け安否確認システムの構築に向けた動き
- 安否情報にかかる主要な論点
 - ①民間の安否情報との棲み分け ②収集に関する本人同意の取付
 - ③安否情報回答の対象者の範囲 ④死者の安否情報の取扱い
 - ⑤照会者の本人確認方法 ⑥ボランティア等の活用の是非 etc

安否情報システムのイメージ図



(総務省消防庁「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」配布資料から転載)